

協議項目	2 合併の期日に関すること	関係項目	
調整方針	合併の期日は、「市町村の合併の特例に関する法律」の適用が受けられる期限内とする。		
現		況	
<p>1 留意事項</p> <p>(1) 「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)」(以下「合併特例法」という。)は、平成17年3月31日に失効するので、この期限までに合併が行われない場合は、同法の財政支援措置等は受けられないことになる。</p> <p>(2) 住民の合意形成に要する期間や住民生活への影響を配慮する必要がある。</p> <p>(3) 合併協議会での協議の進捗状況を配慮する必要がある。</p> <p>(4) 首長や議会議員の任期を配慮する必要がある。</p> <p>(5) 電算システムの統合、出納閉鎖等合併時の事務処理・引継との関係を配慮する必要がある。</p> <p>(6) 合併時に予定される事務事業や公的行事等との関係を考慮する必要がある。</p>		<p>2 主な財政支援措置</p> <p>(1) 地方交付税の額の算定の特例(第11条) 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、関係市町村が、合併前の区域で存続している場合に算定される交付税の額の合計額を下回らないように算定される。その後5年度で段階的に縮減される。</p> <p>(2) 地方債の特例(第11条の2) 市町村建設計画に基づいて行う事業又は基金の積み立ての内、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充てることができる。(充当率95%で、元利償還金の70%が普通交付税措置される。)</p>	
<p>【関係法令】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋) (地方交付税の額の算定の特例)</p> <p>第11条 国が地方交付税法(昭和25年法律第211号)に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合には、合併市町村については、同法第13条に定めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。</p> <p>2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度については、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の4月1日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後5年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。</p> <p>(地方債の特例等)</p> <p>第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積み立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>(1) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業</p> <p>(2) 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業</p> <p>(3) 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立て</p>		<p>2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。</p> <p>3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積み立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。</p> <p>附 則(抜粋) (失効)</p> <p>第2条 この法律(附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。)は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>第2項省略</p>	
		<p>調整理由・課題</p> <p>【理由】</p> <p>市町村合併が行われた場合、スケールメリットにより様々な経費の節約が可能になるといわれているが、経費節減までは一定の期間を要する種類の経費もある。また、合併後の市町村の速やかな一体性の確立や、地域の均衡ある発展を図るための公共施設の整備などに多額の経費を要することから、合併特例法に定める財政支援措置を活用することが、新しいまちづくりにとって有利である。</p> <p>これらのことから、合併の期日は、合併特例法の適用が受けられる期限内とする。</p>	

協議項目	2	合併の期日に関すること	関係項目
		現	況
・最近の事例			
	合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名
新設	平成15年1月29日	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町 (広島県)
	平成15年3月1日	廿日市市	佐伯町、吉和村 (広島県)
	平成15年3月1日	南部町	南部町、富沢町 (山梨県)
	平成15年4月1日	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町 (香川県)
	平成15年4月1日	あさぎり町	免田町、上村、岡原町、須恵村、深田村 (熊本県)
	平成15年4月1日	静岡市	静岡市、清水市 (静岡県)
	平成15年4月1日	宗像市	宗像市、玄海町 (福岡県)
	平成15年4月1日	神流町	万場町、中里村 (群馬県)
	平成15年4月1日	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町 (山梨県)
	平成15年4月1日	山県市	高富町、伊自良村、美山町 (岐阜県)
	平成15年4月21日	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町 (山口県)
	平成15年5月1日	瑞穂市	穂積町、巢南町 (岐阜県)
	平成15年9月1日	千曲市	更埴市、上山田町、戸倉町 (長野県)
	編入	平成15年2月3日	福山市
平成15年4月1日		呉市	呉市、下蒲刈町 (広島県)
平成15年4月1日		新居浜市	新居浜市、別子山村 (愛媛県)
平成15年6月6日		野田市	野田市、関宿町 (千葉県)
平成15年7月7日		新発田市	新発田市、豊浦町 (新潟県)
平成15年8月20日		田原市	田原町、赤羽根町 (愛知県)

  

合併日	曜日	市町村数
1月29日	水	1
3月1日	土	2
4月1日	火	7
4月21日	月	1
5月1日	木	1
9月1日	月	1

  

合併日	曜日	市町村数
2月3日	月	1
4月1日	火	2
6月6日	金	1
7月7日	月	1
8月20日	水	1